

新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ガイドライン

令和2年6月

沼津工業高等専門学校

R. 2. 6. 19 初版

R. 2. 7. 7 Ver. 2

はじめに

新型コロナウイルス感染症が全世界で蔓延し、日本国内においても首都圏、関西圏、中京圏等いわゆる人口過密地域で感染者が急激に増加しました。その後、地方においても人の移動等による感染の広域拡大が確認され、多くの都道府県で感染者が確認されたところです。5月25日に首都圏を含む全国で緊急事態宣言が解除されましたが、本校では在学生の半数近い約500名が寮生であること、静岡県外からの通学生もいること、まだ入国できないでいる留学生もいることなどの事情があり、学生及び学校関係者全員の安全を確保して対面授業を開始するには考慮すべき多くの点があります。

緊急事態宣言が解除され本校が部分的対面授業を開始するにあたり、校内の教室等及び寮において政府の要請によるいわゆる3密回避のための適切な対策を取ること、さらに、静岡県からの県境を越える移動の自粛要請が解除されることが条件となること。部分的対面授業の開始に向けて、部分的対面授業開始後の校内の安全対策、及び部分的対面授業開始後の学校関係者の感染の疑いがある事態が発生した場合の対応策について、ここにガイドライン・対応マニュアルを作成し校内の安全対策を定めて運用するとともに、在籍するすべての学校関係者に安心して学校生活を送ってもらうことを目的に作成しました。新型コロナウイルスの特徴を理解し、正しく恐れて適切な対応をするとともに、感染者の発生と感染の拡大を起こさないよう常に意識していただき、感染リスクを最大限抑える努力をお願いします。

※本ガイドラインは、主に学生に対して示しているが、教職員においても、これを準用する。

I. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への本校の基本方針など

1. 基本方針

- (1) 学生はもとより、常勤・非常勤の隔てなく全教職員の生命・健康と生活を守るための最善の対策を講じる。すなわち、本校での感染者発生と感染の拡大を起こさないよう最大限努める。
- (2) 感染症が心身両面に及ぼす影響は個々人で異なることを踏まえ、異なる生活基盤をもつ外国人にも配慮して対応する。
- (3) 今年度内に定められた課程の修了ができるよう、学修時間の確保をはじめとする事項を満足する授業、学校行事の実施に配慮する。なお、今後の感染拡大状況によっては、教務上の弾力的配慮を視野に入れて対応する。
- (4) 国、自治体等及び高専機構から発出されるガイドライン等を遵守し、最新の情報を確認しながら意思決定する。

2. 体制

(1) リスク管理室

校長、副校長、校長補佐及び事務部長を構成員とし、日常的なリスク管理から緊急性を有するリスク管理まで幅広く対応するための対処方法について、協議・決定する。

(2) 危機管理対策本部

緊急性を有する重大な危機管理に対し、全学的に組織的な対応が必要と判断された場合は、リスク管理室の下に、校長、副校長、校長補佐、事務部長、各学科長、各センター長及び各科長で組織する「対策本部」を設置し、対応について協議・決定する。

(3) 外部機関等との対応窓口

総務係に一本化する。

TEL : 055-926-5801 E-mail: covid-19@numazu-ct.ac.jp

3. 情報の収集・提供

- (1) 国、自治体等及び高専機構が発表する情報を早期に把握し、学内で共有するとともに対策等に反映させる。
- (2) 学校の対応状況について、ホームページ等で情報を提供する。
- (3) 感染拡大防止に関する情報、授業や行事等に関する情報は、教職員、学生及び保護者にメールにより速やかに提供する。
- (4) 感染の疑いがある者に関する情報は、学生は学生係、教職員は人事係に集約し、関係教職員に連絡する。その際、当該者のプライバシーに最大限配慮する。

4. 感染拡大防止

(1) 予防の徹底

国、自治体等及び高専機構から示される予防対策に関する情報をもとに、学生及び

教職員に対して予防対策を周知し徹底させる。

(2) 海外渡航

その時点の国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、感染拡大の可能性が認められる場合には渡航の中止を要請する。海外から帰国した場合は、国の方針に従い、一定期間の自宅待機・経過観察とする。

(3) 国内移動

国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、非常事態宣言発令中は、県外への不要不急の移動は原則禁止とする（静岡県以外の在住の学生及び教職員が本校へ登校又は出勤する場合を除く）。

II. 体調管理について

1. 毎日の検温と体調確認

- (1) 毎日、朝と晩に、必ず体温を測定してチェックシートに記入する。
- (2) 登校前に発熱や咳、のどの痛みなど風邪の症状がある時は登校せず、学校に連絡する。

2. 登校時

- (1) 必ずマスクを着用し、会話は控える。
- (2) 移動中は、ソーシャル・ディスタンスを確保する。
- (3) 登校後すぐに、手洗いや消毒を必ず実施する。

3. 体調不良の場合

- (1) 登校後、少しでも具合が悪いと感じたときは、保健室へ連絡する。
- (2) 「感染が疑われる症状」に該当すると判断された場合（通学生・寮生）
 - ① 保護者に連絡し、迎えを依頼する。
 - ② 学生共用室にて保護者が迎えに来るまで待機する。
 - ③ 帰宅時には、公共交通機関の利用は避ける。
 - ④ 帰国者・接触者相談センターへ連絡する。
- (3) 学寮で体調不良を感じたときは、体温を計測し、学寮事務室または宿直室に相談する。自室又は寮の隔離部屋に移動し、保護者が迎えに来るまで待機する。

III. 新型コロナウイルス感染の「疑い」から「感染」までの行動・連絡について

1. 定義

【特定警戒都道府県】

国によって感染予防の観点から特に警戒が必要と判断された都道府県。随時見直されるためその時点で確認が必要。

【感染を疑う症状】

(目安) 発熱(自分の平熱に対して)、喉の痛み、咳、頭痛、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚の低下、下痢など。

【回復】

(目安) 各種薬剤(解熱剤等)を服用していない状態で、解熱および症状が消失している場合。

【出席停止】

感染症の罹患や疑いのある場合に出席させない措置。欠席の扱いとはしない。

2. 行動の自粛

- (1) 「三つの密」(換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、密接した距離での会話や発声など)を避ける、マスクの着用、手洗い等の手指衛生など、新しい生活様式を徹底する。
- (2) 非常事態宣言発令中は県外への不要不急の移動は原則禁止する。宣言が解除された後も県をまたぐ移動は極力避ける。
- (3) やむを得ず「特定警戒都道府県」に移動する場合は、事前に学校へ連絡するとともに、症状の有無にかかわらず、静岡県に帰着した日から14日間は自宅に待機し健康観察を行う。

3. 具体的な行動

新型コロナウイルス感染に至るまでの状況に対して学生が取るべき行動をガイドラインとして示す。

少しでも具合が悪い場合は、学生係に連絡し、感染を疑う症状と認められる場合は、学生生活支援室で待機とし、原則保護者の迎えで帰宅する。

(1) 感染を疑う症状が発生した場合(初日～数日間) 【初日】

- ① 登校せず、学校に電話連絡し、症状を報告する。
- ② 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状の場合、自宅療養し体調観察をする。
- ③ ただし、以下の場合は【帰国者・接触者相談センターに相談が必要な場合】に従う。
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を服用している人等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・自身の行動(発熱前2週間以内に特定警戒都道府県へ移動した等)で感染が疑われ、症状が続く場合

【翌日以降】

- ① 症状が続いている場合は、登校せず、自宅療養し体調観察をする。
- ② (毎日) 学校に電話連絡し、症状を報告する。
- ③ 医療機関の受診を希望する場合は【帰国者・接触者相談センター】の指示に従う。

【帰国者・接触者相談センターに相談が必要な場合】

- ① 居住地管轄の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して指示に従う。
- ② 速やかに、①の指示の内容を学校に電話連絡する。
- ③ 医療機関を受診の上 PCR 検査を受けることになった場合は、検査結果を学校に報告する。

(2) 感染者の濃厚接触者として特定された場合

- ① 感染者と最後に接触した日から起算して14日間は「出席停止」。
- ② 至急、学校に電話連絡し、症状を報告する。
- ③ 以後、居住地管轄の保健所の指示に従うとともに、PCR 検査を受けた場合は、結果を学校に報告する。

(3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- ① 治癒するまで「出席停止」。
- ② 至急、学校に電話連絡し、症状を報告する。
- ③ 保健所、医療機関の指示に従い治療に専念する。
- ④ 主治医から登校許可が出た場合は、登校前に学校へ電話連絡する。
- ⑤ 登校日初日に、「治癒したことが分かる証明書」を学生課教務係に提出する。

(4) その他、感染が疑われ、次に該当する場合は学校に電話連絡し、健康観察をする。

- ・「特定警戒都道府県」に行った場合
- ・感染者と接触した可能性のある場合
- ・同居している家族が濃厚接触者と特定された場合

4. 学寮の対応

- (1) 感染拡大防止の観点から、寮生の安全が確保できないと判断される期間は閉鎖する。
- (2) 外国人留学生については、健康観察を十分に行いながら在寮を継続する。

5. 授業等への対応

- ・通常授業を基本としつつ、学生の安全が確保できないと判断される場合には、速やかに遠隔授業に移行する。

6. 相談室の対応（心のケア）

- ・学生・教職員向けの相談室，カウンセラーについては，当面，通常通りの体制で運営する。
- ・電話やメールでの相談受付を活用する。TV 会議システムの利用についても検討する。
- ・学生，保護者及び教職員向けに，心のケアに関する情報を積極的に発信する。

7. 行事等への対応

国，自治体等及び高専機構の方針，感染状況を踏まえ，学生や教職員の安全が確保できない場合には，延期または中止を検討する。

8. 欠席・休暇の扱い

- ・通常授業や登校日において，学生に発熱や風邪症状が認められ，新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は自宅待機とし，欠席の扱いとはしない。
- ・教職員において発熱や風邪症状等が認められる場合は，職務専念義務免除等の措置を講ずる。

IV. 個人情報の保護・管理並びに提供

回答した内容は，新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外では使用しません。

また本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。取得した個人情報は，紛失や漏洩などが発生しないよう適切に管理します。

V. 連絡先

①学校電話連絡先：

教職員：総務課人事係 055-926-5713
Covid-19 055-926-5801 } 平日 8:30～17:00

※休日・夜間の場合は，守衛室 055-926-5714, 090-3250-2768

学生：学生課学生係 055-926-5734
Covid-19 055-926-5801 } 平日 8:30～17:00

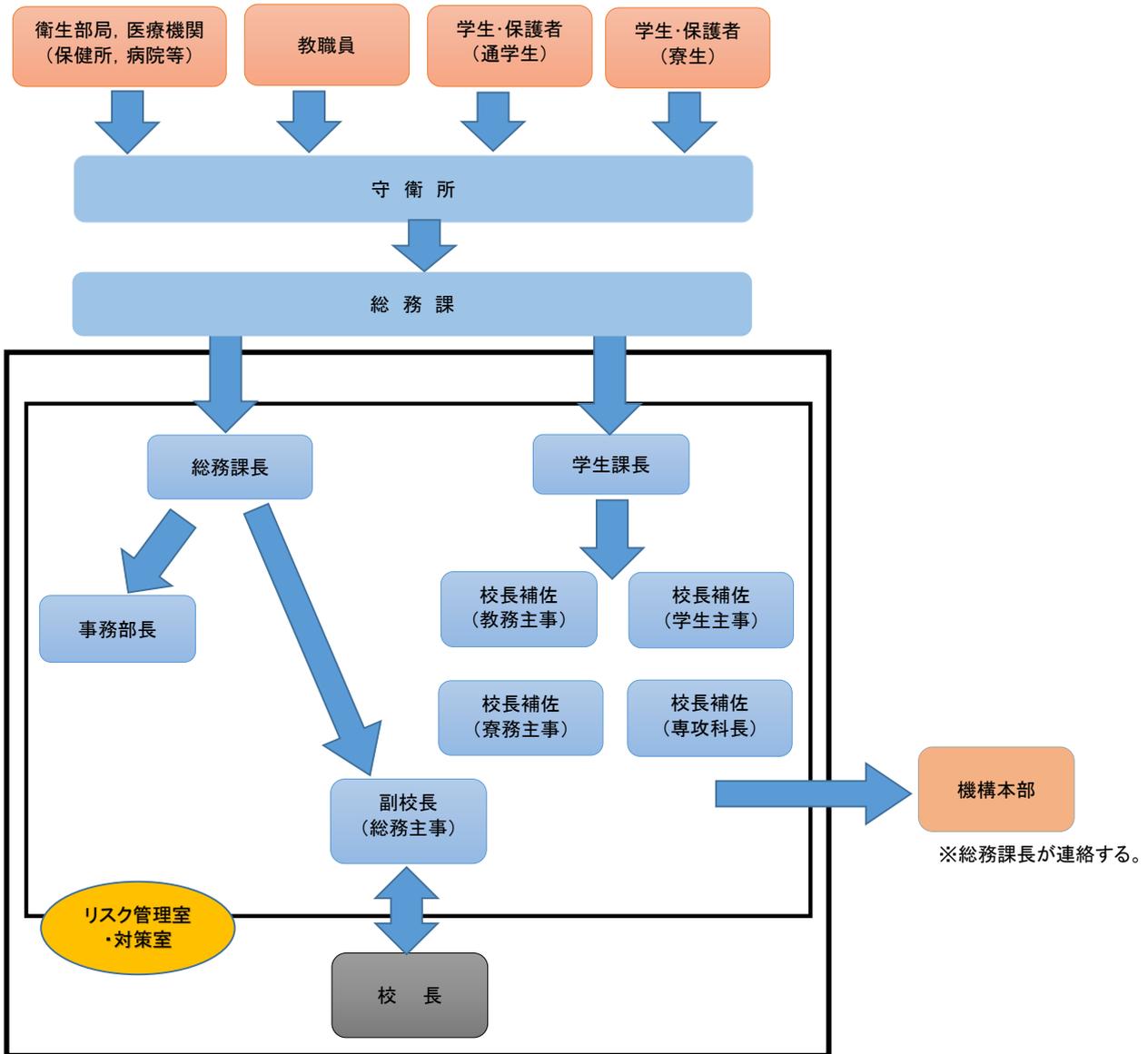
※休日・夜間の場合は，守衛室 055-926-5714, 090-3250-2768

②静岡県帰国者・接触者相談センター

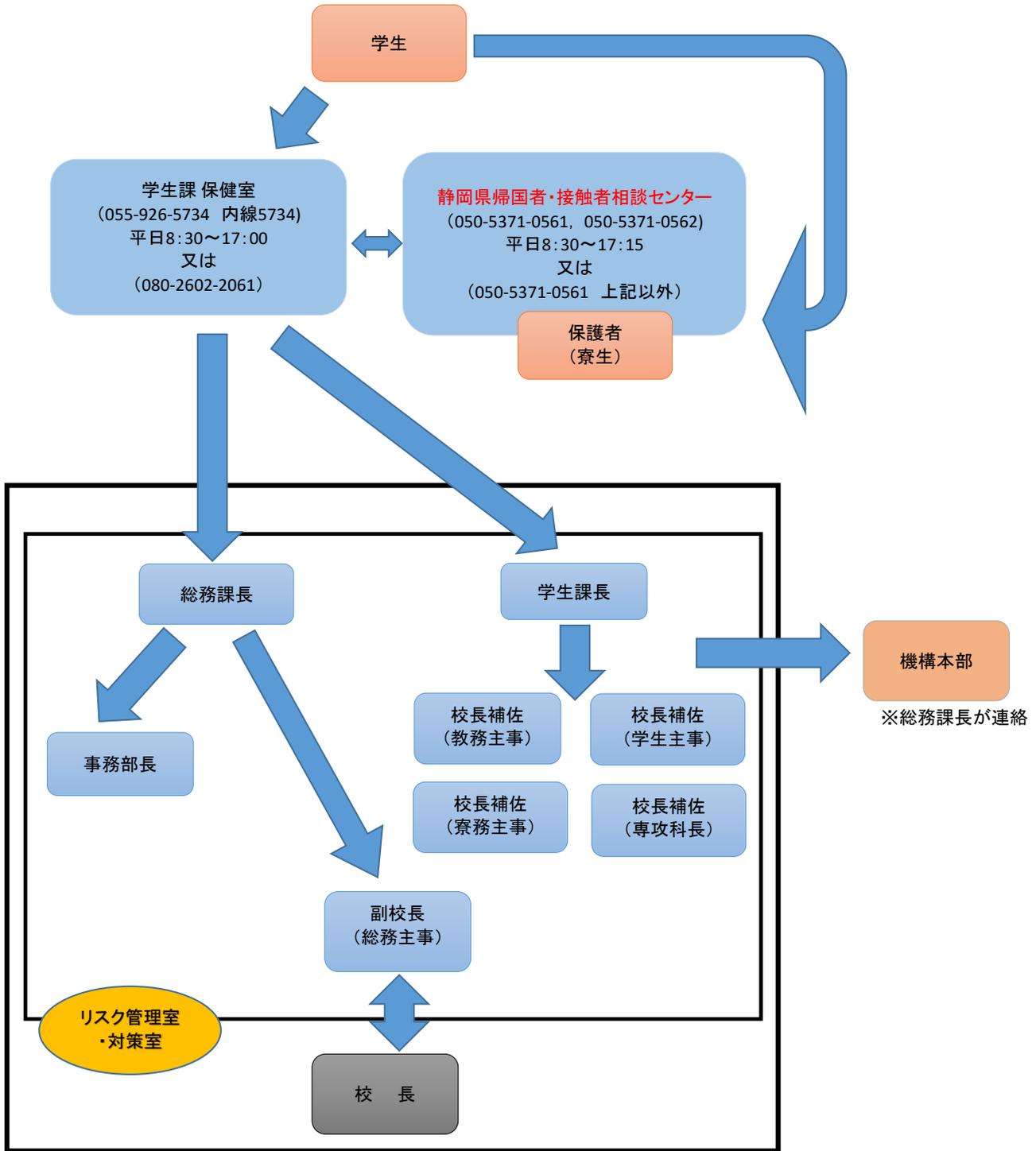
050-5371-0561
050-5371-0562 } 平日 8:30～17:15

※休日・夜間の場合は，050-5371-0561

勤務時間外において発生した場合の緊急連絡体制



在校中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡



新型コロナウイルス感染症対応フロー

